

# 長雨に 暑き陽射しに頑張れど 能率さがれば手当は夜勤者

基本給調整額まで業績手当の原資へ・・・蓋を開ければ通配担務の日数が多いほど減収!?

「基本給が下がった!？」

これまで、新たな給与制度に感心を持たずに来た人も4月の給与明細を受け取って驚いた。級や号俸はそのまま。しかし明細上の「基本給」に示されている金額は明らかに減っていた。

この理由のひとつは、給与明細上は「基本給」に含まれている「郵便業務調整額」の一万三〇〇円分が、新設された業務手当の原資に移行したためです。調整額とはいえ固定給であり明細上も「基本給」扱いを受けていた部分であり、これは事実上の基本給削減といえます。

さらに外務手当、精通手当、完配の手当など大きな金額の手当が丸ごと業務手当に移行していきます。6月からの給与は低い基本給に対して業務手当の比重がかなり大きなものになり、この金額が労働者・家族の生活に直撃してきます。

そのことは単に個人間の成果主義でなく、小集団管理・連帯責任を基礎とした「業績手当」

## 会社は「現給保障」っていうけど、本当にされるの!?

旧		新	
給与明細の基本給	基本給 1級1号俸 126600円～	役割成果給の基準額 1級39000円、2級47000円 3級56000円、4級67000円	基本給
	役職調整額 主任 2800円、課代13000円 課長25500円、総括31700円		
	班長等調整額 統括責任者である課長代理2900円	班長等手当 4200円	新設される手当
	郵便業務調整額 浦安局(A区分) 15100円		
なくなる手当	外務業務精通手当 精通度(適区数)+人事評価 A 16500円 B 10900円 C 5100円		
	外務業務手当 浦安局(A区分)10900円×日数		
	配達能率向上手当 基準物数を超える日に完配 浦安局(A区分)880円×日数 (1ヶ月最高13日を限度) +超動ない日は1日50円加算		
	営業手当		

**役割成果給**の査定昇給  
毎年の昇給・減給がある部分  
1級の場合は  
毎年5200～2200円の範囲で増減  
累計昇・減給限度額は±39000円

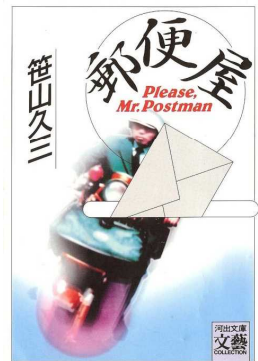
現給保障されるのは、これまでの給与で調整額を除いた基本給と役職調整額を足したこの部分。ただし役割成果給の査定昇給部分で基本給がマイナスとなっても保障されない。

会社の計算ツールを利用したところ確かに「現給保障」はあるものの、大幅にダウンした「基本給」に届かないとの質問を受けました。  
左図にまとめた通り、業務手当の原資へ移行した旧「郵便業務調整額」の部分は保障の対象外です。

そもそもこの保障は「成果給」とは別に、基本給を5年間段階的に高年層で下げ、初任給や低年層を上げることで賃金カーブをフラット化する見直し対しての今の高年層に対する保障であって、「成果給」査定部分でD・Eの評価となっても保障はされないもので、基本給も減額はありえます。(表の金額はベア前のものです。集配を例にしており基本給が大幅カットされる渉外社員は異なりますが割愛して下さい。)

の性質により現れてくると考えられます。期間社員も正社員の手当の為に振り回されることになりません。集配では「今こそ笹山久三の『郵便屋』を皆で読もう」との声も上がっています。

小集団管理を基礎とした手当は20年前の焼き直しともいえる。笹山久三「郵便屋」(1992河出)



### 集配は担務で決まる給与？

これだけ比重の重い業績手当てですが、既に六月の手当反映を前にして日勤で通配の担務が多くなる「頑張った人」ほど低額となると噂されています。

当初の説明では「基礎ポイント」は区ごとに設定された「基準配達物数」により標準なら一日6P、生産性に依じて2〜10Pとなるように設計されるはずでした。ところが蓋を開けてみれば足の遅い社員に限らず、2Pしか取れない。ある社員は「日報を毎日欠かさず見ているが下旬になっても2Pしか取ることが無い」と話します。

「配達物数で生産性を測ることが適切で無い」混合者・年休の日は必ず6P獲得するから、班原資を配分した結果は相対的に夜勤・休日出勤が多い人ほど支給額が増えると容易に想像出来ます。日勤者は報われません。

(例)4月25日(金)の7集で生産性が反映された社員の結果

10ポイント	2人
6ポイント	1人
2ポイント	23人
他のポイント	0人

なんと92%が最低の2ポイント。この日に限らず、他の日も大体同じような結果。

### 「組合に所属していません」と署名させ捺印を強要!

松戸南郵便局

会社は毎年二月頃に「36協定」実施を理由とした組合所属調査を行っています。今回松戸南では異例の方法で行われました。

一部の未組織組立ゆうメイトに対しては「組合に所属していません」と自筆で署名させ捺印を求め、一方、郵政産業ユニオン所属組立ゆうメイトにはそのようなことをしませんでした。

会社による組合活動の妨害・干渉であり「不当労働行為」そのものです。

同局の組立ゆうメイト組合員は09年に雇用保険の会社負担を意図的に軽減させる目的で、時短を行い超勤対応させる攻撃に対して積極的な取り組みを行ってきまされた経過があります。組合は不当労働行為を許さずに闘っていきます。



### 3支部合同「潮干狩り」

松戸南・船橋・浦安の近隣支部で合同の潮干狩り&バーベキューを企画します。家族や友人などを誘い気軽に参加しませんか!  
場所: 船橋海浜公園  
「三番瀬」  
日時: 6/15日(日)  
10時集合  
(※参加費や行き方など詳細は案内のチラシを別途つくります)

【船橋・佐倉に新たな組合掲示板設置】  
船橋支部掲示板は旧郵政ユニオン時代に労働委員会で獲得しています。これは他労組の半分の大きさでスチロール製の粗末な特別品でしたが、今回土屋・山岸再任用拒否都労委の勝利によって他労組同等のコクヨ製既製品の新掲示板を獲得しました。また掲示板の無い佐倉支部も千労委の和解が成立して、ほぼ組合主張の場所へ5月31日までに設置されます。これで県内5支部で掲示板の無いのは松戸南支部だけとなりました。

### 50歳以上は年8回の随伴指導?

集配では交通事故対策として、班内で随伴指導を計画せよと指示されています。回数は年一回。ただし新採は毎月1回以上。そして「50歳以上」は四半期2回以上。なぜあえてベテランを新採同様に特別扱いして年八回もバイクの乗り方を指導するのでしょうか。

随伴指導員要員は班で捻出するから、50歳以上が居れば班では年間八回の負担となります。正社員で50歳といえは勸奨退職の応募出来る年齢。私達に班から追出させようということなのでしょうか?

5月 9日(金)16時30分	呉支部強制配転(米今事案)	中央労働委員会
5月15日(木)13時10分	青葉局・雇止め裁判	横浜地裁
5月20日(火)10時15分	千葉中央局・雇止め裁判	千葉地裁5133法廷
5月22日(木)10時	銀座局・大橋再雇用拒否裁判	東京地裁8233法廷
5月23日(金)13時15分	藤沢局・雇止め裁判	横浜地裁
5月26日(月)10時30分	若小牧局・雇止め撤回交付拒否事案	中央労働委員会
6月 4日(水)14時	さいたま新都心局・過労自死裁判	さいたま地裁101法廷
6月10日(火)16時30分	郵政非正規社員の「定年制」無効裁判	東京地裁 第一審問室

### 休憩室

#### 個人の電話番号一覧表置かれる

局内の誰もが通る場所に、「集三集の正社員・短時間社員61名の自宅・携帯番号をA4一枚物一覧票にして裸で「置いて」いた。分かりやすいところにワザと置いてあるようであり、あまりにも雑な管理。

全体61名のうち、33名は自宅番号まで晒されている。何人かに聞いたが掲載を許可した覚えは無いという。「おそらく社員申告書に書いた中身だろけど、特に自宅の番号は犯罪に利用されそうで怖い。」最近も学校も全員の電話連絡網を配っていない。真横にコピー機もあって、このまま名簿業者に流されるとか考えないのだろうか。

一集も誰でも見られる状況だが、少なくとも紙に一覧票を印刷して通路に置くことはしていない。

期間社員からは「休みの日なのに全くかまわず自宅に電話かけてくる。家内が今は病院に居ると答えたから、携帯にかけてきた。いちいち電話してくる内容でも無いのに迷惑している。」「履歴書にしか書いていない電話番号に何で『計画』から電話がかかってくるんだ。」など沢山の相談がある。是正すべき問題だ。(あ)